

2020年3月

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「改正債権法」を踏まえた証券取引約款・規定等の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では2020年4月に施行される改正民法（債権法）を踏まえ、証券取引約款・規定等を一部改定いたしますのでお知らせいたします。なお、改定後の約款及び規定は、改定前よりお取引頂いているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

以下に今回の主な改定内容を記載しておりますが、変更後の約款・規定を書面でご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる主な証券取引約款・規定等

『証券取引約款・規定集』

- ・ 公共債総合取引約款
- ・ 投資信託総合取引約款
- ・ 国債振替決済口座管理規定
- ・ 特定口座約款
- ・ 一般債振替決済口座管理規定
- ・ 外貨普通預金規定
- ・ 公共債保護預り規定
- ・ 外貨定期預金規定

『非課税上場株式等管理に関する約款』

『未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款』

2. 改定日 2020年4月1日(水)

3. 主な改定内容（下線が変更箇所）

- ・ 各規定及び約款変更時の周知方法についての明確化（文言変更）

改定対象約款 公共債総合取引約款等

この約款は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまで店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

- ・2019年度税制改正に伴う2023年1月1日よりの未成年者口座に関する適用年齢の変更について（文言追加）

改定対象約款 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものみなされます。

- ・契約の解除理由の変更（文言削除）

改定対象約款 公共債総合取引約款等

お客様がこの約款の変更不同意されるとき 当行が定める日

※上記変更に伴い、約款及び規定内の条番号、項番、並びに関連法の条番号、項番号も変更となります。

以上

本件に関する問合せ先
個人営業部 個人営業企画課
今出
TEL 022-225-8955